

長崎県理容師及び美容師の出張業務指導要領

(目的)

第1条 この要領は、理容師法(昭和22年法律第234号)第6条の2ただし書きの規定により理容師が理容所以外の場所で業を行う場合(以下、「出張理容」という。)及び美容師法(昭和32年法律第163号)第7条ただし書きの規定により美容師が美容所以外の場所で業務を行う場合(以下、「出張美容」という。)に関して、必要な事項を定め、出張理容及び出張美容における利用者の衛生確保を図ることを目的とする。

(出張理容又は出張美容を行うことができる者)

第2条 出張理容又は出張美容を行う者は、原則として、理容師法第11条に基づく届出をした理容所に従事している理容師又は美容師法第11条に基づく届出をした美容所に従事している美容師とする。ただし、本要領の規定に基づき、衛生措置を図るための所要の基準を満たし、かつ、あらかじめ保健所長に届出を行った理容師及び美容師においてはその限りではない。

(出張業務の届出等)

第3条 出張理容又は出張美容を行おうとする理容師又は美容師であって理容所又は美容所に従事しない者は、次に掲げる事項をあらかじめ、住所地(出張業務の基地となる営業所(以下、「管理施設」という。))が別にある場合は、その管理施設所在地)を管轄する保健所長(長崎市保健所及び佐世保市保健所を除く。)に届出なければならない。ただし、住所地又は管理施設所在地が長崎・佐世保市内もしくは県外であって、出張業務を行おうとする場所が県立保健所管内にある場合はその主な出張業務先の住所地を管轄する保健所長に届出るものとする。

(様式第1号)

- (1) 氏名及び住所並びに理容師又は美容師免許証番号又は登録番号
 - (2) 出張業務を行おうとする場所、期間(1年以内に限る。)及び理由
 - (3) 器具等の消毒方法の概要
 - (4) 管理施設所在地及び名称(理容師及び美容師が出張業務を行うために雇用されている場合で管理施設が当該雇用先施設内にある場合には、その施設所在地及び名称)
- 2 前項の届出を行って出張業務を行う理容師及び美容師は出張業務届出書(様式第1号)を受理されたことを証する書類(管轄保健所の受付印が押印された届出書の副本)を、出張業務中常に携帯しなければならない。

(管理施設)

第4条 出張理容又は出張美容を行おうとする場合には、従事する理容所又は美容所内に、携行する器具・薬品等を衛生的に保管できる保管設備を設けること。

- 2 理容所又は美容所に従事しない理容師又は美容師にあつては、携行する器具・薬品等を衛生的かつ安全に保管できる専用の保管設備並びに適当な洗浄及び消毒設備を基地とする管理施設に設けること。

(出張理容又は出張美容を行う場合に講ずべき衛生措置)

第5条 出張理容又は出張美容を行う場合に講ずべき衛生措置は、理容師法第9条及び理容師法施行条例第3条並びに美容師法第8条及び美容師法施行条例第3条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- 1 出張理容・出張美容を行う際には、次の器具等を携行すること(理容に関する規則(平成13年規則第45号)第6条及び美容に関する規則(平成13年規則第46号)第6条に定める消毒器具及び消毒薬を含む。)
 - (1) 手指や器具を洗浄、消毒するための石けん及び消毒薬等
 - (2) 洗浄及び消毒済みのはさみ等の理容器具・美容器具とこれらを衛生的かつ安全に収納できる容器等
 - (3) 使用済みのはさみ等の理容器具・美容器具を安全に収納できる容器等
 - (4) 消毒された布片類・タオルと、これらを衛生的に収納することができる適当な容器等
 - (5) 使用済みの布片類・タオルを消毒済みのそれらと区別して収納できる容器等
 - (6) 外傷に対する救急処置に必要な薬品及び衛生材料
 - (7) 毛髪を清掃する清掃用具及び衛生的に廃棄物を持ち帰ることができるふた付きの専用容器又は丈夫な袋等
- 2 毛髪等の廃棄物は、客1人ごとに清掃するとともに、作業終了後は作業場の清掃を十分に行い、廃棄物は管理施設に持ち帰り適正に処理すること。
- 3 感染症、感染性の皮膚疾患の患者又はその疑いのある者を施術する場合には、マスク、手袋等により防御措置をとること。また、このような者を施術した場合は、作業終了後、従業者の手指及び使用した器具等の消毒を特に厳重に行うこと。

(出張業務記録簿)

第6条 出張業務を行った場合には、出張業務記録簿(様式第2号)に記録し、2年間保存すること

(検査及び報告等)

第7条 保健所長は、この要領に基づいて行う出張営業に関して、必要があると認める時には、管理施設等进行检查し、実施状況等について報告もしくは資料の提示及び提出を求めることができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、平成21年4月1日から施行する。

様式第1号(第3条関係)

理(美)容師出張業務届出書

平成 年 月 日

保健所長 様

届出者 住 所

氏 名

連絡先(電話番号)

下記のとおり出張業務を行いたいので、長崎県理容師及び美容師の出張業務指導要領第3条の規定に基づき届け出ます。

記

理容師・美容師 の別	理容師			美容師		
	免許番号又は 登録番号	(県)第 号	免許年月日又は 登録年月日	年	月	日
出張業務の理由	疾病その他の理由により、理容所又は美容所に来ることができない者 婚礼その他の儀式に参列する者 社会福祉施設(社会福祉法第62条第1項に規定する施設)その他これに類する施設の入所者 公演等の出演者 長崎県理容師法施行条例第2条第3号及び長崎県美容師法施行条例第2条第3号により承認されたもの					
出張業務を行う 場所(施設等の 場合にはその名 称及び所在地)						
営業期間	年 月 日 ~			年 月 日 (1年間を限度とする)		

(裏面)

器具等の消毒方法の概要	煮沸消毒器 消毒薬品 蒸気消毒器 紫外線消毒器 〔 エタノール 次亜塩素酸ナトリウム 逆性せっけん グルコン酸クロルヘキシジン 両性界面活性剤 〕
管理施設所在地(名称)	
管理施設使用許可証明欄 (出張理容・出張美容の業務を行うために雇用されている場合その他であって、管理施設が住所地以外の場所にある場合、その施設管理責任者が別にある場合)	出張理容・出張美容管理施設使用許可証明 届出者_____が、(出張美容・出張理容)の業務を行うため、当方施設内に管理施設を設置し、使用することを認めます。 施設管理責任者 住所及び氏名 (施設名称) 印

- 注 1 届出書は正副2部作成し提出すること。
2 には、該当する箇所に、レ印を入れること。
3 不要な文字は二重線で抹消すること。
4 出張業務を行う場所が複数箇所ある場合には、別途一覧表を作成し添付すること。
(不特定の一般家庭へ要請があった場合に出向く等の業を行う場合には、「市内」と記載すること。)
5 営業期間は、1年間を限度とし、期間満了後に引き続き出張業務を行う場合には、再度届出を行うこと。
- <添付書類> 各1部提出
- 1 理容師免許証又は美容師免許証の写し(原本の確認を受けること。)
 - 2 感染症罹患の有無の確認ができる医師の診断書
 - 3 管理施設の施設概要平面図及びその写真

出張業務を行う理容師・美容師は管轄保健所にこの届出書が受理された後、出張業務を行う時は常に受理済の印を押印された届出書の副本を携帯すること。

出張業務記録簿

(平成 年)

業務を行った 月日	出張を必要とする 理由	出張業務先 (施設名及び所在地)	従業者氏名	業務対象者数	備考 (連絡先 電話等)
(その他の特記事項)					